

10月定例会議員提出議案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第7号から意見書第9号まで

令和5年11月16日

提出議案

意見書第7号	ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案） ……………	2
意見書第8号	子どもの医療費助成拡充に伴う財政負担に関する意見書（案） …	4
意見書第9号	健康保険証の存続を求める意見書（案） ……………	6

意見書第7号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年11月16日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

西垣 和美

賛成者

草津市議会議員

西田 剛

土肥 浩資

藤井 三恵子

八木 良人

意見書第7号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 一、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状として、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。
- 一、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月16日

滋賀県草津市議会
議長 山元 宏和

厚生労働大臣
国土交通大臣
文部科学大臣

□
あて

意見書第8号

子どもの医療費助成拡充に伴う財政負担に関する意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年11月16日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

田中 香治

賛成者

草津市議会議員

土肥 浩資

西村 隆行

藤井 三恵子

八木 良人

子どもの医療費助成拡充に伴う財政負担に関する意見書（案）

我が国における少子化の進行は、地域社会の持続可能性の根幹に関わる課題であり、特に子育て世帯にとって切実な課題である子どもの医療費に係る経済的負担の軽減を図り、次世代を担う子どもの健康を社会全体で支えていく地域を創っていくことが、地方公共団体には求められている。

草津市では、市長と市議会がこのような認識を共有し、今年10月から高校卒業程度の18歳まで市として医療費の助成を行ったところである。また滋賀県におかれても、県内市町の子ども医療費助成の実施状況を踏まえ、令和6年度から県としての助成事業を高校生相当年齢の県民を対象とするよう対象拡大を企図されたところであり、共に子育て世帯全てを網羅的に助成対象とし、その事業効果を次なる子育て世帯にも波及させることで認識を一にしているものとする。

しかしながら、我が国の子育て世帯を取り巻く環境、また子どもを健全に育成していくための環境はまだまだ厳しい状況であり、県と市町はこれまで以上に歩調を合わせ、子どもと子育て世帯を支える施策を継続的に推進していかなければならない。

子どもへの医療費助成は本来、住む場所に応じた格差が生じないよう、国が全国統一の制度として出生後から成人年齢である18歳に達するまで実施するべきものであるが、その見込が立っていない現状において、引続き県と市町で医療費負担の軽減を全ての子育て世帯に対して図っていくためには、滋賀県におかれても、県事業の対象として高校卒業程度の18歳までの子ども達も対象としていただき、市町と負担を共有しながら、共に子育て世帯の支援を推進いただけるよう強く求める。

記

1. 滋賀県が、小・中学生を含めて、18歳までの医療費を負担（県が2分の1、市町が2分の1）すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月16日

滋賀県草津市議会
議長 山元 宏和

滋賀県知事

あて

意見書第9号

健康保険証の存続を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和5年11月16日

草津市議会議長

山元 宏和 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

八木 良人

意見書第9号

健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府は、2023年6月に現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示されるなど、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者や国民に不安を抱かせています。

滋賀県保険医協会が実施したアンケート調査（回答数134件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関115のうち74件（64.3%）が何らかのトラブルが発生したと答え、内容としては、他人の情報が紐づけされていたケースが3件あったと報告されています。なかでも、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えが閲覧できる状態になっていたことは重大な問題です。また、保険資格が確認できず、窓口で10割負担となったケースが15件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念されることから、いつでもどこでも誰でも安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現行の健康保険証の存続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年11月16日

滋賀県草津市議会
議長 山元 宏和

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

あて